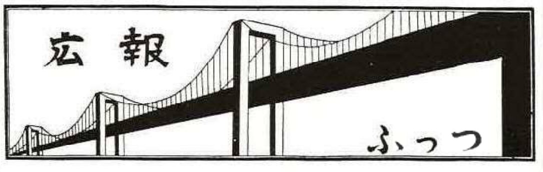

編集発行／千葉県君津郡富津町役場　電話天羽(7)0511(代)

人口動態
（7月1日現在）
世帯数　12.566
人口男　26.558
　　女　27.047

市制施行 九月一日に

合併当時からの念願であった富津市の誕生もようやく実現の運びとなってまいりました。すでに新聞にも「市制間近し」の記事が掲載され市制化への関心が非常に高まりつつあります。

富津町の市制は、去る七月十二日、県議会で可決され只今自治省へ申請中ですが、一応県の指導のもとでは本年九月一日を目標として諸準備を進めています。

しかし、市制が施行されるといっても一体、町と市とではどんな風に違うのか、どんなところが良くなるのか、税金が高くなるのではないか等々、さまざまな疑問があると思われます。そこで今回、今まで調査研究してきた資料をもとにお知らせをします。

◎町の推移と市制の動き

本年四月二十五日新町発足当時の人口は五二、〇三四人戸数は一一、八九五戸で、行政規模は県下の町村第二位（一位は君津町）であり以後増加の傾向をましつつあります

市制への動向としては、もともと旧三町共通の希望でありましたので新町発足と同時に市制を施行する準備を進めていましたが、県や自治省の内諾が得られず止むなく見送った次第です。今回その時期がきましたので、君津町と同時に市制を施行しようとしています。

市になるためには各種の要件が必要で地方自治法では、地方公共団体（市町村）の規模その他について種々の規制をしていますが、市となるには、

一、人口が五万人以上を有すること。

二、町の中心市街地を形成している地域内の戸数が六割以上であること。

三、都市的業態（製造、商工サービス業等）に従事する者と同一世帯のものが全人口の六割以上であること。

四、都市的施設等（官公署、高等学校、文化施設、銀行会社等）の要件を備えていること。

などが前提条件となっています。

本町はこれらの条件（別表「町のすがた」参照）が満されているので市制を施行し今後さらに公共施設および都市的施設の充実をはかり新市の発展に寄与しようとするものであります。

◎市制後の課題と行政規模の拡大に期待

町が市になるとどんな利点があるのかという疑問がでますが、地方自治法の精神からは市も町村も使命、性格は全く同じですが、事務や事業の執行の内容などはその行財政の規模に応じた質、量的な差異が生ずることは当然であります。

市制の要件は法律的に強く規定されていて都市的形態、行財政規模の確立等が市に要請されるわけでこれを逆に云えば一般の町村より行財政力がより充実した町が市となることが出来るといえます。

ではその基本となる財政と住民の経済は市になることでどう変るのであろうか。

一、補助金の算定が有利になる。

市町村が行なう事業に対して国や県が各種の補助金が交付されていますが、その補助金の限度額や補助の基準が市と町村では違うことがあります。同一の事業を行なってもその補助額は町より市のほうが多い、例えば先日行なわれた参議院議員選挙の投票所の経費にしても本町の補助金は五十四万円で、市になった場合は八十六万円となり市は大変有利です。

二、行政規模が拡大される。

市になって財政力が次第に充実し、また市として実施しなければならない新しい事務事業が拡大されると必然的に行政機構も整備、充実されて住民サービスの向上が期待されます。具体的に選挙管理委員会に責任職（書記長）の必置義務、福祉事務所、消防署が設置される等、自治体の行政が充実し、迅速な仕事ができます。

制度的には従来、県の出先機関を経由して行なった事務が直接、本庁或は国の省庁と結ぶことができ行政権が大きく認められます。

また福祉事務所の設置は福祉事務が県から移管されて市と住民が直に結びつき、きめの細かい福祉行政を行なうことになります。

三、住民負担は住民税の均等割がふえる。

住民にとって直接影響のある税金について考えてみると直ちに税金が高くなることはありません。すべての町税は地方税法の定めるところによって町の税条例できめることになっていますので現在と全く変らないわけです。

ただ住民税の均等割が地方税法の定めにより増額されます

地方税法では、住民税の均等割の標準税率は市町村の人口の段階により次表のとおり**定められています。**

市町村	個人	法人
(一)人口五十万以上の市	年額六〇〇円	年額二、四〇〇円
(二)人口五万以上五十万未満の市	〃 四〇〇円	〃 一、八〇〇円
(三)一及び二以外の市並びに町村	〃 二〇〇円	〃 一、二〇〇円

従って市になった場合個人で二〇〇円、法人で六〇〇円が増額される以外は全く同じです。

◎はかり知れない発展的要素

市になった場合の住民生活や経済交流は町であるときより比較にならない発展性を有しています。この一例として最近本町に進出した企業体の名称においても隣接市の名称を使用するなど、いかに市という名称が企業としての地位性格、その他経済上に果している割合が高いかということです。

町であるより市であることの信用度の増大と広告、その他の面で先方に与える価値等全体的なムードが輪となって拡大してゆくはかり知れない発展的要素、そこから必然的に生れてくる各種企業、関係機関の注目と進出の容易さなど間接的な町財政への好影響が充分期待出来るものと思います。

市制施行準備室

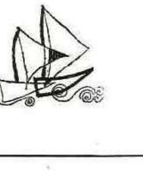

町長就任に当りて

富津町長　佐久間　清

此の度の選挙に際しましては、住民多数の方々の御支持により、合併初代の町長を勤めさして頂くことになりました。

皆さんの御期待にそうよう全力をあげて新町の発展のため努力致したいと考えます。

今更の事ではありませんが選挙を通じて廻った新町の面積の広大さに驚かされると共に、これはなかなかに大変だという認識を深く致したのであります。

各町夫々に過去において出来得る限りの努力を払われて参ったことと推測されますが互におとらぬ貧弱な財政の町であり、種々の課題をかかえており、今後に持つものが極めて多いものと思考いたします。

合併の推進中にも出たのでありますが、この三町の合併については、時期尚早の論議もあったのであります。

それは隣町君津町のように溢れるような企業よりの税収をもってからの合併ではなく、私達の町は明日を期待する合併であるからです。

合併した効果を今日より適確に示す事の出来ない事を残念に思います。

合併時における五ケ年計画の樹立、それの遵守を強力に約束された事もそれに対しての危場の現れとも存じます。

それが合併の基本的条件でありますのでそれを守り、実行してゆく努力を惜まないものであります。

富津地区の埋立も近く予定されております。進出企業の選択に知事さんも苦慮されております。

企業よりの税収と、それに伴なう公害と相反する重大な二面性を持つこの企業誘置の最大の問題点をどう解決して開発に結びつけて行くかであります。

九月一日よりの市制の発足も決定致しました。待望された市制ではありますが市制と同時に福祉事務所の設立、常設消防署の設置等の条件が約束されております。

これらの問題の解決は、早急に致すべきではありますが、又多額の財源を必要と致す処であります。

形だけが市であっても内容がそれに整わないものであるのが実際の現状であります。

然しその質内容を整えつつ、私達の郷土をより住みよい、文化的で豊かな市とするために全力を挙げて努力したいと存じます。

合併当初でありある程度の地域差と住民感情の相違はいなめない処であります。

古い垣をはらいお互いに融和を基調として新町の基礎を確立したいと思います。

住民の皆さんの深い御理解と一層の御協力を心からお願い致します。

町のすがた

区別		富津町	比較市 木更津市	比較市 流山市
国税	納税額千円	455.996	1.779.140	951.812
	1人当り円	6.888	24.265	19.119
府県税	納税額千円	496.533	854.780	471.130
	1人当り円	10.366	11.657	9.464
市町村税	納税額千円	469.433	713.352	459.120
	1人当り円	9.020	9.153	9.230
前年度予算	総額千円	2.908.788	3.883.610	1.666.672
銀行	本店			
	支店	4	4	1
会社（資本金500万円以上）		99	337	16
衛生施設	病院	2	9	
	診療所	40	60	23
娯楽施設	劇場			
	映画館	1	4	
生産額	総額千円	13.023.546	54.237.026	14.300.290
	1世帯当り円	2.145.000	2.862.565	8.931.000
生産額内訳	鉱工産千円	6.496.970	43.173.500	13.826.571
	農水産千円	6.479.956	4.860.229	473.719
	その他千円	46.620	6.253.297	14.300.290
交通状態普及状況	鉄道・軌道・駅数	6	4	6
	市内電車延数			
	乗合自動車量	74	330	70
	その他自動車量	18.114	12.951	4.073
鉄道乗降客数 1日当り平均	乗客	11.630	17.837	15.269
	降客	11.572	17.827	15.516
郵便 1日当り平均	発信	14.406	21.268	8.263
	受信	18.323	19.090	4.390
電信 1日当り平均	発信	46	150	17
	受信	531	100	58
電話加入数		6.354	11.252	6.189
有線放送加入数		5.477	476	
郵便局種別等級別数	普通		1	1
	特定	14	10	3
テレビ視聴取戸数	（甲）	9.307	16.644	10.397
ラジオ聴取戸数	（乙）	11.120	18.947	910

区別		富津町	比較市 木更津市	比較市 流山市	備考
人口	現在（人）	52.034	77.302	58.127	45.10.1
	国勢調査（人）	48.478	73.319	56.486	40.10.1
1km人口	（人）	263	796	1.174	
戸数	現在（戸）	11.895	20.499	15.484	45.10.1
	国勢調査（戸）	10.301	18.947	9.132	40.10.1
連担状況	戸数（戸）	7.223	16.580	12.387	
	全戸数における割合%	60.72	80.88	80.00	
人口増加率	（%）	7.35	33.48	44.21	
区域	面積（km）	197.59	92.07	35.30	
	東西（km）	13.00	11.75	7.96	
	南北（km）	21.80	13.75	10.36	
業態生業の割合	都市的業態 商工業(人)	13.174	30.628	15.750	
	都市的業態 その他(人)	23.908	26.599	18.318	
	都市的業態 計(人)	37.082	57.227	34.068	
	その他の業態 農業(人)	9.570	16.522	7.365	
	その他の業態 その他(人)	5.389	4.183	3	
	その他の業態 計(人)	14.959	20.705	7.368	
官公署	官署	22	15	6	
	公署	22	10	11	
中学校以上	中学校	5	7	3	
	高等学校	3	3	1	
	大学		2		
文化施設	図書館		1		
	公会館			1	
	公民館	11	7	1	
	公園	3	12		
	運動場		1		
	青年館	20		10	
	部落公会堂	57	33		
	その他の施設	1	2		
公営企業	水道	2	1	1	
	軌道				
	ガス				
	自動車				
	電気				
	その他の企業		1		

議長あいさつ

富津町議長　茂木　静雄

富津町民の皆さまに誌上を通じまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る六月、富津町第一回定例議会におきまして、安田議長辞職に伴う後任議長選挙にあたり不肖はからずも多数の議員の方々の御推挙を戴きまして、富津町議会議長の要職に就任いたしました。

私はもとよりみづからの浅学非才を省み内心じくじたるものがございますが、せっかくの御推挙を受けましたからは、皆様方の厚い御援助と御鞭撻によりまして、町政の推進と円滑な議会運営のために懸命の努力をいたし、皆様の御期待に添いたいとかたく覚悟いたしておる次第でございます。

美しい太陽と海と緑の明るい田園工業都市の建設という夢多い希望の下に合併をいたしました。私共の町も、近い将来の大いなる発展開発をひかえているとはいうものの現時点においては各地区夫々の事業、数多くの問題が山積されて居り、又地区の合併五ケ年計画を基本的に尊重執行させてゆく態勢の中であくまで、住民福祉の向上を最優先することを基調とした新しい町造りのために議決機関の使命のいよいよ重大であることを痛感すると共に至らぬ身にむち打ちまして挺身努力をいたしたいと存じます。

すでに合併の目標でありました市制施行も九月一日に確定されており、その洋々たる前途を思うとき新富津市の誕生の基礎造りの現時点に立って議会の皆様がたと共に清新明朗な市政実現のため努力をして行きたいと思っております。

住民の皆様の暖かい御支援と積局的な御協力によりまして一日も早く新しい町造りが出来ますことを心から祈念いたしまして就任の言葉といたします。

市制問答 おたずね

(1)ひと口に云って市制は、住民にとってどんな利益があるのですか。

答　一言でゆうのはむずかしいですね。しかし市制は町の行政をよりよく行なうためにするものです。

一例ですが、福祉事務所や消防署が置かれてきめの細かい住民福祉と消防行政が向上されます。

(2)市になると住所の表示が変わるのですか。

答　こんどの市制で「富津市」となりますのでこれまでの「富津町」に代って「富津市」という名称をつけて戴くことになります。「例えば」君津郡富津町湊一番地」は「富津市湊一番地」というように変わります。従来の大字や小字や番地の変更はありません。

(3)市によって役場が遠くなり不便になることはありませんか。

答　「役場」が「市役所」となりますが「支所」が現在の場所にありますので不便になるようなことはほとんどありません。

春の叙勲

平野藤次郎氏　勲五等瑞宝章
故　石井保氏　勲六等瑞宝章

四月二十九日春季叙勲が発表になり、富津町からは次の二名の方が受章された。

富津地区、青堀南部漁業協同組合長平野藤次郎氏が水産関係で功績が認められ、今回の受章となったもので、その功績は全国海苔貝類漁業協同組合連合会理事を始め県漁船保険組合副会長、千葉県漁業協同組合連合会理事、千葉県漁業基金協会理事、君津水産協会監事、富津町議会議員と種々公職にたづさわり水産業並びに自治発展に尽力し漁民の父と呼ばれるにふさわしい人柄である。

又天羽地区では一月十七日死去された豊岡三、七五五番地の石井保氏（元関豊村長）に自治功労が贈られた。氏は、関豊村長二期、関豊村助役二期、関豊村議会議員四期、峰上村助役二期、関豊村消防団長などを歴任し、農村行政の指導者として尽力されまた地方自治のため数々の功績をのこされた人である。

公害

「光化学スモッグ注意報 警報が発令されたら」

光化学スモックの発生にそなえて「注意報」や「警報」が出されることになりました。次のことに留意して下さい。

❖光化学スモッグとは
大気の汚れが、太陽の紫外線によって化学変化をおこす現象で夏など発生しやすい。

❖どんなときに発生するか。
雲が低く、むし暑い比較的風の弱いとき一時的に発生するくせがある。

❖注意報、警報の発令は。
空気中から一時間平均で〇、一五PPMのオキシダントが検出されたときは、注意報、〇、三PPMになったときは警報が出されます。注意報や警報は有線でお知らせします。また警察署（派出所）に掲示します。

❖注意報、警報が出たときは
一、自動車はなるべく使用しない。
二、屋外で物を燃さない。
三、急がない外出はなるべくさける。
四、病人、お年寄り、小さいお子さん学童はできるだけ屋外に出さない。

❖こんなときの注意
一、眼にしげきや痛みを感じたときは水で冷やす。
二、のどや鼻にしげきや、いたみを感じたときは、胸をひろげ安静にする。
四、被害を受けたときは、役場に届け出ること。
保育所、学校には発令されたときは直接電話等で連絡されます。

昭和四十七年度　役場職員募集

富津町役場職員の募集を次のとおり行ないます。

一、採用予定人員　約三十名

二、職務内容　一般行政事務

三、受験資格
(1)昭和二十五年四月一日以降出生のもの。
(2)学歴　高等学校卒業以上のもの、又は昭和四十七年三月卒業見込みのもの

四、試験の方法
(1)教養試験
(2)面接試験

五、給与
給料…初任給　二八、四〇〇円

このほか次の諸手当が加給されます。
通勤手当…二、八〇〇円まで全額それ以上は超過額の二分の一を支給（最高四二〇〇円）
扶養手当…配偶者一、七〇〇円、第一子六〇〇円、その他四〇〇円
住居手当…家賃間代が三、〇〇〇円を超える場合その超過額の二分の一を三、〇〇〇円を限度として支給。
期末勤勉手当…給料等の約四、七箇月分（年間）
時間外勤務手当…超過勤務時間相当額

六、応募手続
(1)提出書類
履歴書（写真欄に最近六箇月以内に撮影した写真貼付）
健康診断書
(2)提出先
富津町役場総務部総務課
所在地　君津郡富津町湊二六〇番地
郵便番号（二九九―一六）電話（〇四七八六）七―〇五一一

七、受付期間
昭和四十六年八月一日から昭和四十六年九月二十五日まで

八、試験の日時及び場所
応募者に別途通知いたします

使用禁止　農薬処分方法

有機塩素系殺虫剤（BHC、DDT、アルドリン、デイルドリンおよびエンドリン）の使用については牛乳のBHCによる汚染キュウリ、ばれいしょ等のアルドリン、デイルドリンおよびエンドリンによる汚染その他の問題に対処するため使用規制が強化され使用できなくなったものの処分について充分御注意をお願い致します。

一、稲および乳牛等家畜の飼料とする作物については有機塩素系殺虫剤は使用禁止になりました。

二、アルドリン、ディルドリンおよびエンドリンについては土壌中に相当長期にわたって残留しキュウリ等うり類、いも類、根菜類等を汚染する疑いが強いので輪作間作においてこれらの作物が栽培されるおそれのある圃場においてはこれらの農薬は使用できません。

三、野菜くず、いもずる等、乳牛等家畜の飼料とする場合は野菜、いも類等について有機塩素系殺虫剤の使用禁止。

以上のように農薬取締法が強化され今年の四月一日から使用が禁止されました。

またパラチオン剤、メチルパラチオン剤TEPP剤についても六月一日から使用が禁止されました。

これに伴なって、この残余農薬は次のように処分することになりました。特に注意して処分をお願いします。

一、埋没場所の選定について
ア埋没に用する土量を掘り上げた場合に地下水が湧出する場所はさけること
イなるべく粘土質の場所を選ぶこと。
ウ附近の飲料水の水源または掘抜井戸がある場所はさけること。
エ風水害による崩壊または発掘のおそれがある場所はさけること。

二、処分の方法
ア一ケ所に埋没する量は原則として三〇〇キログラム以内とすること。
イ乳剤はその一〇〇倍量程度の粉剤粘土粉または消石灰に吸収させて埋没すること。
ウ有機りん剤との混和剤を埋没するときは農薬の上下および周囲を厚さ数センチメートルになるよう消石灰でつつむこと。
エやむを得ず砂質土壌の場所に埋没する場合は石油かん等に密閉するか厚でのビニール袋につめ、袋の口をよく折りまげて埋没する。
オ埋没による処分のほか粉剤であって毒物または劇物に該当しないものについては道路の舗装等に使用するコンクリートまたはアスファルトを調製するとき砂の代りに全量の五%以下の量を混合してもよい。

三、処分の実施について
ア処分の実施にあたっては病害虫防除員（毒物または劇物に該当する農薬の処分については、毒物劇物取扱責任者）の指導をうけるとともに必要に応じ農業改良普及所または保健所に連絡しその指導をうけること。
イとくに多量の農薬を処分する場合には、処分の実施方法の内容についてあらかじめ役場及び支所産業担当課、又は農業共済組合に連絡のうえ実施すること。

以上農薬の使用規制の強化により取締りが強化されましたので使用に当っては病害虫防除員が普及員及取扱業者と相談し、間違いのおきないよう充分注意して下さい。

「夏季安全対策を守ろう」

今年も既にシーズンに入り海は大変な人出でにぎわっております。

毎年この時期にはいろいろな問題がいくつか重なり合って思わぬ事故がおこり易くその数も少なくありません。私たちの町で観光客を迎え、快適な夏を過ごしてもらうため、又町民の生活環境を安全に一層快適にするために、観光関係者は勿論町民のみなさんに次のことを御協力をお願いします。

一、環境衛生について
(1)保健所の行なう衛生対策行事に協力すること。
(2)常に住居の周囲の清掃につとめること。
(3)旅館、民宿、飲食店、売店、休憩所などお客を扱う商売の方は環境衛生には特に注意すること
(4)民宿、貸家、貸間等を営業許可をとらずに夏季だけ営業することはできない。
(5)井戸水を利用している場合は保健所の水質検査を受けること。
飲料水として不適の場合は必ずその旨表示すること。
(6)只今海をきれいにする運動期間です。
港や海岸に流れついた漂流物や、ゴミを清掃して「きれいな海辺」の保全に協力しましょう。
(7)家庭から出るゴミその他の廃キ物を港や海に捨てないこと。
また川に投げられたゴミ等が海に流れ出て海をよごす原因となり河川法でもきつく禁じられております。心して下さい。
特に湊川の流水は此の夏から天羽地区の上水道の水源として町民の飲料水になります。本流はもちろん支流、派流、溝渠などの公共の場所へのゴミその他の汚物の流入、投キは厳に慎みましょう。

二、その他
(1)海の家等における深夜営業はしないこと。
(2)青少年の非行、海水浴客に対する迷惑行為はしないこと
(3)強引な客引き行為はしないこと
(4)一般家庭では観光客から宿泊を求められてもこれに応じないこと
(5)町の秩序を乱し町の名をけがし将来をこわすような行為をする人を見たら警察等に連絡すること
(6)車輌の増加に伴ない交通規則を良く守り事故防止を徹底する

◈ゴミや汚物は海や川に捨てないで所定の場所に
◈海や川はゴミの捨場ではありません
◈道路はみんなのもの独占駐車はやめましょう
◈来遊客の交通安全に駐車禁止以外でも駐車はつつしみましょう

拠出制国民年金

五月から支給始まる

拠出制国民年金制度が発足して満十年、今年五月から満六十五才になった方々に年間六万円の老令年金の支給が開始されます（八月支払）

この皆年金発足第一回を記念し受給者の方々の御足労を願い年金証書の交付式が七月二十日に行われます。これからの人生を健やかに幸福な日々をおくって下さい。

第一回受給者は次の方々です

金谷一、三六八　池田清
豊岡一、七八五　見本かく
梨沢　二二〇　川名光
富津二、〇六二　向井直一
竹岡一、五〇二　[illegible]せん
萩生一、三一八　[illegible]とみ

教育委員決る

去る七月一日、町議会定例会において全員一致で次の方々を教育委員に任命することを承認した。

教育委員長　石野清一（一年委員）
教育委員長職務代理　石渡武郎（三年委員）
教育委員　白石広（二年委員）
〃　白井東（四年委員）
教育長　高梨健（四年委員）

社教関係委員決る

去る六月十八日定例教育委員会に於いて公民館運営審議会委員並びに社会教育委員、文化財審議委員、社会体育指導委員が決定されたのでお知らせいたします。

富津町体育指導員

番号	委員名	年令	職業	住所	種目
1	長谷川満雄	34	公務員	二間塚	陸上　野球
2	山口忠	34	公務員	大堀	フォークダンス
3	小柴喜代之	32	農業	西川	野球
4	山田昇	48	農業	下飯野	剣道
5	榎本正義	30	教員	岩瀬	陸上
6	高橋満幸	40	教員	富津	体操
7	白井長五郎	52	銀行員	西大和田	陸上
8	坂井亀吉	58	農業	千種新田	民謡
9	小林秀夫	33	農業	西大和田	陸上
10	白井良数	35	不動産業	千種新田	陸上
11	平野裕照	34	会社員	千種新田	バスケット
12	周東和之	29	公務員	亀沢	バトミントン
13	秋元和夫	38	会社員	湊	陸上
14	鳥海勲	44	教員	君津町中里	陸上
15	精谷明美	21	教員	湊	ダンス・体操
16	岩埜清史	33	教員	売津	野球
17	中後啓二	38	教員	数馬	レクリエーション
18	今和夫	43	教員	萩生	柔道　角力

文化財審議委員

番号	氏名	年令	職業	住所
1	平野宣紀	67	大学教授	富津町富津
2	平野豊三	63	農業	〃　二間塚
3	森田勘助	71	農業	〃　青木
4	八田英夫	57	教員	〃　下飯野
5	小川政吉	60	高校教諭	〃　上
6	中島清一	43	〃	〃　岩瀬
7	内野美三夫	39	小学校教諭	〃　鶴岡
8	刈込碩弥	53	旅館業	〃　小久保
9	小宮保四郎	75		〃　竹岡
10	品ケ瀬全提	57		〃　萩生
11	菱田忠義	58	高校長	湊
12	宇津木衛治	52	新聞業	〃　更和

公民館運営審議会委員　社会教育委員

番号	委員名	年令	役職名	住所	[illegible]
1	刈込碩弥	53	議員	小久保	法15～3
2	岩瀬清吉	56	校長	木更津市貝渕	15～1
3	飯田ふさ	49	婦人会長	相野谷	15～2
4	白井義敏	23	青年団長	西大和田	15～2
5	金木又夫	42	青少年相談員	小久保	15～3
6	平野広志	55	前公民館長	富津	15～3
7	小沢平二郎	59	校長	本郷	15～1
8	石井秀夫	23	青年団長	下飯野	15～2
9	平野紀久子	67	婦人会長	富津	15～2
10	平野藤次郎	71	議員	青木	15～3
11	小野寺円照	50	校長	小久保	15～1
12	藤田秀一	27	青年団長	湊	15～2
13	吉田よね	60	婦人会長	高溝	15～2
14	相沢武壱	63	学識経験者	豊岡	15～3
15	吉本正夫	41		金谷	15～3

富津町学校給食センター運営委員

氏名	職名	住所	備考
和田元震	木更津保険所長	木更津市	
小倉清一	町議会議員代表	富津町大堀	文教厚生常任委員
三平勝	〃	〃　佐貫	文教厚生常任副委員長
嶋野忠治	〃	〃　湊	文教厚生常任委員長
田村栄次郎	佐貫小学校長	君津町八幡	大佐和地区校長代表
石渡真一	大貫中学校長	木更津市祇園	〃
前田稔	環小学校長	富津町東大和田	天羽地区校長代表
藤平久夫	天羽中学校長	君津町法木作	〃
渡辺昇	P.T.A会長代表	富津町小久保	大佐和地区PTA会長代表 大貫PTA会長
高浦勢	〃	〃　亀田	佐貫中PTA会長
能城正己	〃	〃　桜井	天羽地区PTA会長代表
加藤友一	〃	〃　豊岡	天羽東中PTA会長
原田政	学職経経者	〃　豊岡	青堀小学校長
武次常吉	〃	〃　富津	旧富津地区区長代表
石原嘉一郎	〃	〃　大川崎	旧天羽教育委員長

体育協会委員決る

顧問　佐久間清（町長）
〃　高梨健（教育長）
〃　浜田甚三郎
〃　田中重一
〃　小泉市十郎
会長　石渡武郎（大佐和）
副会長　山田昇（富津）
〃　小野寺円照（天羽）
理事長　石田年夫（大佐和）
庶務　笹生芳郎（大貫中）
会計　高梨假義（大貫中）
〃　池上利雄（富津）
監事　最勝寺俊武（天羽）
〃　白井長五郎（大佐和）
〃　鈴木喜代司（富津）

富津町青少年相談員連絡協議会役員決る

連絡協議会長　金木又夫（大佐和）
〃　副会長　茂木俊美（天羽）
〃　〃　石川欽一（富津）
〃　理事　赤松保（天羽）
〃　〃　松永敏一（〃）
〃　〃　平野寿（大佐和）
〃　〃　大森美津（〃）
〃　〃　石井三郎（富津）
〃　〃　小沢澄明（〃）